

第 55 条

強制ライセンスに関する規定は、政令によってさらに規定される。

第 VI 章 植物品種保護権の終了

第 1 節 総則

第 56 条

PVP 権は次の理由で終了する：

- a. 期間の満了；
- b. 失効；
- c. 取消し

第 2 節 植物品種権の保護期間の終了

第 57 条

- (1) PVP 権は、第 4 条にいう品種の保護期間の満了をもって終了する。
- (2) PVP 事務所は、PVP 登録簿に PVP 権の終了を記録し、PVP 公報でそれを公表する。

第 3 節 植物品種保護権の取消し

第 58 条

- (1) PVP の失効は、事務所によって行われる。
- (2) PVP 権は、付与された権利に次のことが判明した場合に失効される：
 - a. 第 2 条 (2) 及び/又は (3) にいう新規性及び/又は区別性の要件が、PVP 権授与の時点で満たされていない；
 - b. 第 2 条 (4) 及び/又は (5) にいう均一性及び/又は安定性の要件が、PVP 権授与の時点で満たされていない；
 - c. PVP 権が、権利のない者に付与された。
- (3) PVP 権は、(2) で規定された理由以外の理由では失効されない。

第 59 条

- (1) PVP 権が失効した場合、PVP 権に関係するすべての法的効果は、地方裁判所の決定で他に決定されない限り、PVP 権が付与された日から無効になる。
- (2) PVP 事務所は、PVP 登録簿に PVP 権の失効を記録し、PVP 公報でそれを公表する。

第4節 植物品種保護権の失効

第60条

- (1) PVP 権の取消しは、PVP 事務所によって行われる。
- (2) PVP 権は次の理由に基づき取り消される：
 - a. PVP 権者が、6 か月の期間内に年登録料を支払う義務を果たさない；
 - b. 保護された品種の要件/特性がすでに変化したか又は第2条の規定にもはや適合しない；
 - c. PVP 権者が、PVP 権を取得した品種の種子のサンプルを提供及び準備できない；
 - d. PVP 権者が、PVP 権を取得した品種の種子の品種を提供しない；
 - e. PVP 権者が、その PVP 権の取消し申請及びその理由を書面で PVP 事務所に提出する。

第61条

- (1) PVP 権の取消しにより、PVP 権はその権利の取消しの日から終了する。
- (2) PVP 事務所は、PVP 登録簿に PVP 権の取消しの決定を記録し、PVP 公報でそれを公表する。

第62条

第60条にいう取り消された PVP の場合、PVP 権者が他者にライセンス又は強制ライセンスを与え、当該ライセンス保持者がすでにロイヤリティを PVP 権者にすべて支払っている場合、PVP 権者は、ライセンス又は強制ライセンスの利用期間の残りを計算し、ロイヤリティを返還する義務がある。

第VII章 料金

第63条

- (1) PVP 権の実施の円滑のために、PVP 権者は、年登録料を支払う義務がある。
- (2) この法律に基づいて規定されるそれぞれの PVP 権出願申請、審査請求、登録簿の抜粋、PVP 通知書複写、PVP 文書複写、PVP 権移転記録、ライセンス契約書記録、強制ライセンス記録、その他のために、料金を支払う義務がある。
- (3) (1) 及び (2) にいう料金の額、要件及び料金支払いの方法についての規定は、大臣によってさらに規定される。

第VIII章 植物品種保護の管理

第64条

- (1) PVP 管理のために PVP 事務所が設置される。

(2) (1) にいう PVP の管理は、現行の法律の規定に従って他の機関の権限に注意を払って実施される。

(3) PVP 事務所は、管理、文書化、審査、及び PVP 情報業務を実施する。

第 65 条

(1) PVP 管理の実施においては、PVP 事務所は大臣に責任を負う。

(2) 大臣は、その構成員が専門家及び非常勤の者で構成され、PVP のニーズと発展に応じて PVP 管理に関して考慮を与える機能を有する委員会を設置する。

第 IX 章 請求権

第 66 条

(1) 第 5 条にいう PVP 権に権利を有さなければならない個人又は法人以外の個人又は法人に PVP 権が付与された場合、当該権利を有する個人又は法人は地方裁判所に請求することができる。

(2) (1) にいう請求権は、PVP 権証書が付与された日から有効である。

(3) (1) にいう請求の決定の写しは、地方裁判所書記官によって、PVP 一般登録簿に記録され PVP 公報で公表されるために、速やかに PVP 事務所長に送付される。

第 67 条

(1) PVP 権利者又はライセンス保持者又は強制ライセンス保持者は、誰でも故意に権限なく第 6 条にいう行為を行う者に対して、地方裁判所を通じて損害賠償請求する権利を有する。

(2) 第 6 条 (3) にいう行為に対して提出される損害賠償請求は、PVP 権を与えられている品種と同じに利用されている品種の証拠がある場合にのみ受理される。

(3) (1) にいう請求に関する地方裁判所の決定は、当該地方裁判所書記官によって、PVP 一般登録簿に記録され PVP 公報で公表されるために、速やかに PVP 事務所長に送付される。

第 68 条

(1) 権利が侵害された者のより大きな損害を防止するために、裁判官は当該 PVP 権侵害者に対し、まだ地方裁判所の審査の間に、第 6 条 (3) にいう活動を暫定的に停止させるために、命令することができる。

(2) 裁判官は、地方裁判所の決定が法的効力を有し、請求された個人又は法人が善意の物品の所有者に損害賠償を支払った後、PVP 権侵害結果の引き渡しが行われることを命じることができる。

第 69 条

この章にいう請求を提出するための権利は、PVP 権の侵害に対して刑事訴追を行う国家の権利を減ずることはない。

第 X 章 捜査

第 70 条

(1) インドネシア国家警察の捜査当局者のほか、PVP の監督を含む職務と責任を有する特定の国家公務員の職員は、現行の法律の規定に注意を払い、刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号にいう捜査官として、PVP 分野における犯罪の捜査を行う特別の権限を与えられることができる。

(2) (1) にいう捜査官は次の権限を有する：

- a. PVP 分野における犯罪行為に関連する報告書又は情報の真正性について捜査を行う；
- b. PVP 分野における犯罪行為を行った疑いのある個人又は法人の捜査を行う；
- c. PVP の分野における犯罪行為の事件に関する個人又は団体からの情報や証拠を要求する；
- d. PVP の分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録及びその他の文書についての捜査を行う；
- e. PVP の分野における犯罪行為の事件における証拠となり得る侵害の結果に対して、帳簿、記録及びその他の文書の証拠物が得られる疑いのある特定の場所における捜査を実施し、差し押さえを実施する；
- f. PVP 分野における犯罪行為の捜査の職務を実施する専門家の支援を要請する。

(3) (1) にいう捜査官は、刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号第 107 条に基づき、インドネシア国家警察の捜査官を通じて、検察官に、捜査の開始を通知し、捜査の結果を報告する。

第 XI 章 罰則

第 71 条

何人も、故意に、PVP 権者の同意を得ずに、第 6 条 (3) にいういずれかの活動をした場合、最高 7 年の懲役及び最高 2,500,000,000.00 ルピア（二十五億ルピア）の罰金に処する。

第 72 条

何人も、故意に、第 13 条 (1) 及び第 23 条にいう義務を履行しない場合、最高 5 年の懲役及び最高 1,000,000,000.00 ルピア（十億ルピア）の罰金に処する。

第 73 条

何人も、故意に、商業目的で第 10 条（1）の規定に違反した場合、最高 5 年の懲役及び最高 1, 000, 000, 000. 00 ルピア（十億ルピア）の罰金に処する。

第 74 条

何人も、故意に第 30 条（3）にいう義務を履行しない場合、最高 5 年の懲役及び最高 1, 000, 000, 000. 00 ルピア（十億ルピア）の罰金に処する。

第 75 条

この章にいう犯罪行為は、刑事犯罪行為である。

第 XII 章 終則

第 76 条

この法律は、公布の日に効力を生じる。

すべての者に知られるように、この法律の公布はインドネシア共和国官報で公布される。

2000 年 12 月 20 日にジャカルタにて公布

インドネシア共和国大統領

署名

KH. ABDURRACHMANWAHID

2000 年 12 月 20 日にジャカルタにて制定

インドネシア共和国官房長官

署名

DJOHAN EFFENDI

インドネシア共和国官報 2000 年第 241 号

出典：インドネシア農業省植物品種保護・農業許可センターウェブサイト

(http://PVPPp.setjen.pertanian.go.id/cms/wp-content/uploads/2016/01/UU_29_2000_PVP.pdf
2017 年 1 月 12 日検索)